

# 令和5年度第11回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和6年2月9日(金)			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	13時33分	閉会時間	14時54分	
出席委員	番号	氏名	番号	氏名
	1番	足立福子	6番	塩見真由美
	2番	天崎直幸	7番	足立進也
	3番	木山篤志	8番	糸田川啓
	4番	嶋川克寿	9番	福田英夫
	5番	大塚清子	10番	梅林操
出席推進委員	日野上	倉光伸也	多里	新田和之
	山上	坪倉幹也	石見	丸山栄人
	山上	妹尾重寿	石見	難波豊治
	阿毘縁	岸幸利	福栄	山本昌樹
	大宮	藤原恵司		
欠席した委員				
議事録署名委員	8番	糸田川啓	9番	福田英夫
出席した職員	事務局長	高橋裕次	主事	山田祐志

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報告事項	
報告第1号	利用権設定に係る軽微な変更について
報告第2号	所有者等が確知できない農地について
5. 議 事	
議案第1号	農地法第2条第1項の規定による申請の決定について
議案第2号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会について
議案第3号	
6. 協議事項	
協議第1号	
7. その他	
8. 閉 会	

開 会	高橋事務局長	皆様こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより令和5年度第11回 日南町農業委員会総会を開催いたします。開会にあたり、梅林会長よりご挨拶を頂戴いたします。
挨拶	議長	<p>皆さんこんにちは。会議の冒頭からではありますが、現在日南町農業委員会が業務停滞で関係住民の皆様にご迷惑をおかけしています。このことは由々しき問題であり、過去を振り返ってみましても例がないと思います。問題点を追及し一日も早く解決していただきたいと思います。</p> <p>次に、先日日南町農業再生協議会の幹事会がありました。その中で昨年の農産物の売り上げや作付け数量の報告がありました。その中で特出していたのは作付け以来のトマトの販売高が21,800万円でした。反面、米の作付け目標面積728.6haに対して709.8haと97%の作付けで終わってしまいました。この数字を見ても作れるのに作れない農家の高齢化と低価格の米価に米作りに魅力がないのを感じさせます。</p> <p>近くの岡山県新庄村では、町ぐるみでヒメノモチの生産に取り組み成果を上げています。昭和58年よりヒメノモチの生産を始め、昭和62年生産拡大、平成9年6次産業化構想を立ち上げ、平成14年生産組合結成、翌15年モチ加工場を竣工しています。そこには行政の力強い働きかけが見えます。そして、販売促進にも天満屋をはじめ、マルイ、サンサン岡山、道の駅がいせん桜など大きな協力があったものと思えます。</p> <p>日南町の100ha作付けのそばも現在5年に一度の水張問題に直面しています。そこにはもっと行政の力量とJAの指導体制を望むものであります。</p> <p>次に現在、国は水田における畑作物の導入定着により、水田農業から畑作物を生産する農業への転換を目指していますが、町内の畑地化計画にも制約が多く、その中には団地化の面積50a制約がのしかかっています。これも行政の力が必要とされています。以上を申し上げて令和5年度第11回 日南町農業委員会総会を開催いたします。よろしく願いいたします。</p>
議事録署名 委員選任	議長	日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、8番 糸田川農業委員、9番 福田農業委員を指名した。
報告第1号	議長	続いて報告事項に移ります。報告第1号 利用権設定に係る軽微な変更について事務局お願いします。
	主事	報告第1号 利用権設定に係る軽微な変更についてです。資料1頁です。本日は1件の軽微な変更の届出がありました。農地の所在地が△△×××番地の他合計10筆、面積合計7,024㎡、貸付人の変更と賃借料の変更です。〇〇〇さんから代表相続人 〇〇〇さん、借受人が株式会社□□□、賃借料水張反当◇◇◇kgから水張反当◇◇◇円に変更になります。期間の変更はありません。以上です。
	議長	報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
報告第2号	議長	報告第2号 所有者等が確知できない農地について事務局お願いしま

		す。
	主 事	報告第 2 号 所有者等が確知できない農地についてです。資料 3 頁です。12 月総会にて審議いただき、町から公示を行いました。定められた 2 ヶ月以内に農地の所有者等から申し出はありませんでしたので、資料 4 頁の農地法第 41 条第 1 項の規定に基づく通知を鳥取県担い手育成機構へ通知をしております。以上です。
	議 長	報告第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので報告事項を終わります。
議案第 1 号	議 長	続いて議事に移ります。議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による申請の決定について事務局お願いします。
	主 事	議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による申請の決定についてです。資料 5 頁です。本日は 1 件の非農地申請があります。 申請番号 1、農地の所在地が△△××番地、畑が 1 筆、面積が 314 ㎡、所有者が△△市の〇〇〇さん、非農地の事由として、所有者の〇〇〇さんは町外に転出しておられ、農業が可能な状態になく、今後も管理を行えないということです。備考として、1 月 25 日発出通知により農地部会委員の皆様には状況の説明を行い、同意確認済みです。資料 6 頁から町内位置図、中間図、現地確認写真をつけております。以前は畑として使用しておられましたが、現在は荒れている状況です。以上です。
	議 長	議案第 1 号について説明が終わりました。農地部会からのご意見がありましたらお願いします。 (3 番 木山農業委員挙手) 3 番 木山農業委員。
	木山農業委員	空き家になっているということもありましたし、所有者からの申請もあり、周辺農地への影響も問題ないと思います。
	議 長	ありがとうございました。ご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 1 号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 1 号は承認された。
議案第 2 号	議 長	議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。
	主 事	議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答についてです。資料 11 頁からです。資料 12 頁に今月の総括表をつけております。賃貸借の利用権設定 田が 48,275 ㎡、原野が 4,916.24 ㎡、合計 53,191.24 ㎡、使用貸借の利用権設定 田が 11,202 ㎡、原野が 1,169 ㎡、合計 12,371 ㎡、2 月の移動合計 65,562.24 ㎡です。機構を通じた新規の契約が 12 件、そのうち相対からの更新が 11 件です。 資料 13 頁に集計表をつけております。今月の貸付人は 12 人、88 筆、65,562 ㎡、借受人 4 人、88 筆、65,562 ㎡、配分率は 100%です。 14 頁から申請の詳細となります。申請番号 1、農地の所在地が△△××

		<p>×番地の他、合計3筆、面積合計が4,215㎡、貸付人が△△市の〇〇〇さん、借受人が△△の〇〇〇さん、水田の利用で、全体◇◇◇kgの物納、令和6年4月1日から令和14年12月31日までの8年9ヶ月の契約です。</p> <p>申請番号2番から12番までは相対からの再設定となりますので、説明を省略させていただきます。21頁から借受けられる方の農業経営状況をつけておりますので、ご確認お願いいたします。以上です。</p>
	議 長	<p>議案第2号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第2号について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第2号は承認された。</p>
協議第1号	議 長	<p>続いて協議事項に移ります。事務局お願いします。</p>
	高橋事務局長	<p>協議という内容ではないかもしれませんが、ご報告をさせていただきたいと思います。農業委員会の業務が遅れているということで、先月総会におきまして、木山農業委員からもご指摘等をいただきました。改めて皆様にご迷惑をおかけしておりますことをお詫び申し上げたいと思っております。</p> <p>先月総会におきまして、丸山推進委員より非農地の経過年数について20年という根拠のご質問がありました。先月説明させていただいた内容と重複する部分もあるとは思いますが、非農地の経過年数について(補足)というホッチキス止めの資料をご覧ください。</p> <p>非農地についての20年以上という根拠となるものについて、民法で定めております、時効取得が一つ要件となっております。本来自分の所有のものでなくても一定期間占有を継続し時効を援用すれば自分の所有になる制度です。時効取得可能期間には10年と20年の2種類があります。10年の場合は「善意無過失」、20年の場合は「悪意」または「善意有過失」、どちらの場合においても一定期間占有し管理を継続すれば、自分の所有になる制度です。10年の無過失については推定となり、具体的な証明が必要になります。難しいことから20年占有すれば自分の所有になります。これをもって非農地についても20年という判断をさせていただいております。</p> <p>次に2頁目、非農地通知と非農地証明について今一度説明をさせていただきます。非農地通知と非農地証明の2種類があります。非農地通知については毎年委員の皆様に行っていただく、農地パトロール後の利用意向調査に基づいて農業委員会が所有者等に対して農地に該当しない旨の通知を発出することができます。非農地証明については所有者からの申し出により行政サービスの一環として農業委員会が証明するものです。非農地通知は農業委員会総会にて決議されたものを土地所有者、市町村関係機関、県、法務局等に提出する流れとなっております。非農地証明が発行できる土地は一定の基準があります。</p> <p>次に4頁、農振農用地区域の除外について、これまで審議をしていただいておりますが、農振農用地除外の5要件について今一度ご確認いただき</p>

	<p>たいと思います。農振農用地区域を除外することについては非常にハードルが高い案件となります。農振農用地区域が除外になった場合でも、基盤整備地については第1種農用地の取り扱いになります。第1種農用地になった場合でも転用については様々な制約がかかります。基本的には農振農用地区域の転用については非常に難しくなっているということをご理解いただきたいと思います。</p>
議長	<p>ご質問、ご意見がありますでしょうか。 (3番 木山農業委員挙手) 3番 木山農業委員。</p>
木山農業委員	<p>日南町に在住されていない、不在地主という方が今後増えてくると思います。地域計画の取り組みにかかわる利用意向調査ですが、所有者も知らない農地がたくさんあります。そういった農地を農業委員会が非農地通知を出していいのか。農業委員会の責任も問われるのでは。</p>
高橋事務局長	<p>他の市町村の取り組みを参考にしながら進めてまいりたいと思います。</p>
議長	<p>(6番 塩見農業委員挙手) 6番 塩見農業委員。</p>
塩見農業委員	<p>非農地通知は土地所有者が何もしなくても税法上、登記上変更できるのか。現在取り組んでいる利用意向調査で、すでに山林化している農地は所有者の希望により非農地通知となるということでしょうか。</p>
高橋事務局長	<p>土地所有者には非農地通知を出し、市町村、県、法務局には非農地通知一覧表を出します。非農地通知書を持って土地所有者が登記地目変更手続きをしていただくことを前提としております。地方税法による市町村長が一括して地目の変更も可能ですが、日南町としては今後検討する内容です。</p> <p>現在委員の皆様をお願いしております、利用意向調査ですが、現況農地でなくても、登記上地目が農地となっている場合は調査対象農地となります。今回の調査のほとんどがそういった農地となっています。農地として利用する意思がない場合はそのように記入していただけたらと思います。その後の取り扱いにつきまして、利用意向調査の結果をもとに有効な活用が見込めない農地については非農地通知を持って遊休農地の解消を図っていきたいと考えております。</p>
議長	<p>(丸山農地利用最適化推進委員挙手) 丸山農地利用最適化推進委員。</p>
丸山推進委員	<p>地域計画策定について1月に農事実行組合、中山間集落協定、多面的代表者等に説明会がありました。地域でどのように進めていくのかわからない状況です。</p>
高橋事務局長	<p>地域計画策定の推進についてですが、現在の状況をご説明させていただきます。資料5頁、6頁です。目標地図作成に当たっての留意事項について鳥取県経営支援課との意見交換会の資料です。すでに皆様ご承知の通り、守るべき農地のゾーニングを行い、目標地図を策定していくことになっております。中山間直接支払制度のエリアは農振農用地区域に入らなければならない。地域計画においても農振農用地区域が基本になるということです。それは中山間直接支払制度の対象農地になるということが条件とな</p>

	<p>ります。地域計画と連携する補助事業にもかかわってきます。</p> <p>また、推進体制についてですが、集落協定の範囲を最小単位として話し合いをしていただきたいと考えております。これは地域の皆様に新たに組織体制を作って活動していただく負担を軽減したいということで最も効率的に地域計画策定に取り組めると思っております。集落協定は集落戦略を定め中山間直接支払制度の5ヶ年の農地のあり方の方針を定めておりますので、その内容と地域計画は酷似していることから集落協定の範囲で話し合いの活動を進めていただきたいと思っております。この取組は農林課、農業委員会で進めております。</p> <p>次に水田活用直接支払交付金、畑地化促進事業について、資料7頁、8頁です。2月6日に行われました、農事実行組合長への説明会での資料です。5年水張りルールと、畑地化促進事業についてご意見をいただいているところでもあります。農業委員の立場として地域の方から説明を求められる場合もあると思います。対象となるものについては事前に報告をしていただきたいということですので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>次に1月30日に鳥取県農業委員会女性協議会の研修会が行われました。概要だけでも結構ですので、ご報告いただけたらと思います。以上です。</p>
議 長	<p>女性協議会の研修会のご報告をお願いします。</p> <p>(1番 足立農業委員挙手) 1番 足立農業委員。</p>
足立農業委員	<p>1月30日に倉吉シティホテルで第2回女性協議会の研修会に塩見農業委員、大塚農業委員と参加しました。研修の内容は初めに鳥取県農林水産部市場開拓局長の山本紀子さんから女性が活躍している食のパラダイス鳥取県の取組について紹介がありました。次に今年度香川県で開催された中国四国女性委員ブロック研修会の報告が南部町農業委員の黒木美由紀さんからありました。また、女性委員登用研修会の報告が鳥取市農業委員の濱田香さんからありました。午後から事例発表として琴浦町農業委員の丸山環さんから家族経営協定の取組について紹介していただきました。その後、北栄町農業委員の杉川一二美さんから農業新聞の活用について紹介され、最後にグループワークが行われました。</p> <p>今回の研修会は令和6年度に鳥取県西部で開催が予定されている中国四国女性委員ブロック研修会の予行練習的な進め方でした。令和6年11月7日から8日に米子市コンベンションセンターで開催されます。まだ、内容は決まっていますが、県内農業委員会にも協力要請があるかもしれません。この研修会は女性農業委員の研修会ではありますが、男性委員のご協力をお願いしたいということでもありますので、要請があった場合にはぜひご協力をお願いします。以上です。</p>
議 長	<p>協議事項についてその他、皆さんからありますでしょうか。</p> <p>(倉光農地利用最適化推進委員挙手) 倉光農地利用最適化推進委員。</p>

	倉光推進委員	水田活用直接支払交付金についての、連作障害による収量低下の有無についての確認方法についてですが、何をもって連作障害なのか。水稲は連作障害が起きないと認識しており、この中の連作障害は水稲以外の作物で特に豆類が連作障害になりやすいと認識しております。病害虫による収量低下も連作障害になるのか、詳しく教えてほしい。
	高橋事務局長	連作障害による確認方法については、自分の認識としては水稲ではないと思っております。水稲以外の作物の連作障害があればということの確認方法であると認識しております。本町においては、たん水ということは水稲しか考えておりません。本町においてはこの資料の確認方法については該当しないのではないかと考えます。
その他	議長	その他事務局お願いします。
	主事	<p>次回総会は、令和6年3月11日（月）13時30分から開会予定です。ご予約をお願いいたします。</p> <p>総会終了後、第3会議室にて農地部会を開催いたします。本日は日野上、多里、石見東地域の協議案件があります。担当地区委員の皆様はご出席をお願いいたします。以上です。</p>
閉会	議長	<p>次回総会は令和6年3月11日（月）13時30分からです。よろしくお願いいたします。</p> <p>皆さんからその他ありますでしょうか。無いようですので、以上をもちまして令和5年度第11回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。</p>

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和6年 月 日

日南町農業委員会 会長

日南町農業委員会 委員

日南町農業委員会 委員